

◎平成 29 年度 議会報告・意見交換会の市民意見の取り扱いについて

- ①議会報告・意見交換会を開催し、いかに市民の意見に応え、政策に反映させていくかが重要である。しかし、市民の意見等を個別に対応しようとすると、全て市へ伝達して終わってしまいかねない。そのことを前提として市民意見等の整理・検討をする。
- ②市民意見等は、その内容によって、所管する常任委員会や特別委員会において、「今後も調査・研究が必要なもの A」、「それ以外のもの B」と分類する。
- ③A に分類したものは、委員会として先進地への行政視察や執行機関側からのデータや資料収集などを行う。また、調査・研究した課題については、翌年の議会報告意見交換会で報告するものとする。
また、市議会の総意として市政に反映する必要があると考えられる時は、委員会として政策検討会幹事会へ提案し、議会としての意見集約を行ったのち、議会として市へ提言するものとする。
- ④B に分類したものは、今後の議員活動に活かしていくものとする。
- ⑤市民意見等についてはホームページや議会だよりに公表していくことで、市民意見に応じていくこととする。

【イメージ図】

